

株式会社北日本建築検査機構

確認検査業務出張費規程

平成24年11月15日 改定

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社北日本建築検査機構確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）第9条の規定に基づき、株式会社北日本建築検査機構（以下「機構」という。）が実施する確認検査業務に係る出張費について、必要な事項を定める。

(出張費の計算方法)

第2条 出張費は、受検対象建築物等の建設地に本社から最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合のものとして定める。

- 2 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定に拘らず、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案して別に定めることができる。
- 3 検査日程を勘案し宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費実費相当額を加算する。

(出張費)

第3条 出張費は、手数料規程の別表第1の2の対象物件を除き、本社から概ね直線30キロメートル以上の地域について利用交通機関の経路等を勘案し、別表に定める区分により、次の表に定める地域区分に該当する出張費の欄の額とする。

地域区分	出張費
地域：A 本社から概ね直線30km未満	0円
地域：B 本社から概ね直線30km以上60km未満	3,000円
地域：C 本社から概ね直線60km以上90km未満	6,000円
地域：D 本社から概ね直線90km以上	10,000円

- 2 申請者と協議の上、同一申請者による複数の検査対象物件について、半日を単位として連続して検査を行うことができる場合は、当該複数の検査対象物件を一の物件として前項の規定を適用することができる。この場合において、地域区分の適用については、当該複数の検査対象物件のうち、算定起点より最遠の物件の属する地域によることとする。
- 3 半日を超える場合においては、当該半日を超えることとなる検査対象物件について半日を単位として、第1項の表において適用される出張費欄の定額部に掲げる額の二分の一の額を加算する。
- 4 手数料規程の別表第1の2の対象物件については、第1項の表を適用せずに、業務区域内は無料とする。

(出張費の見直しと改定)

第4条 前条の出張費は、適宜見直しを行い、改定することができる。

(附則)

この規程は、平成24年9月9日より施行する。

この規程は、平成24年11月15日より施行する。